

福岡県警察捜査実務研修実施規程

平成10年12月17日
福岡県警察本部訓令第20号

福岡県警察捜査実務研修実施規程を次のように定める。
福岡県警察捜査実務研修実施規程

(目的)

第1条 この訓令は、捜査実務能力に優れた警察官を育成し、もつて福岡県警察の犯罪捜査能力の向上に資することを目的とする。

(研修の種別等)

第2条 福岡県警察捜査実務研修(以下「研修」という。)の種別、対象者、内容等は、別表のとおりとする。

(研修生及び研修所属の指定)

第3条 研修を受ける者(以下「研修生」という。)及びその者の所属研修を行う所属(以下「研修所属」という。)の指定は、警察本部長が行う。
2 前項の場合において、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、期間を定めて研修所属以外の所属で所属研修を行わせることができる。

(研修生の心構え)

第4条 研修生は、自己の捜査実務能力向上のため、真摯しに研修に取り組まなければならない。

(指導担当者)

第5条 研修所属の長は、所属研修を効果的に推進するため、研修生の指導を担当する者(以下「指導担当者」という。)を指定しなければならない。
2 指導担当者は、研修生の捜査実務能力向上のため、別に定めるところにより、指導教養を行うものとする。

(研修の実施要領)

第6条 研修の実施要領については、別に定める。

(庶務)

第7条 研修に関する庶務は、刑事部刑事総務課において処理する。